平成２８年（フ）第１３号
群馬県富岡市南後箇47番地５
破産者　斉藤　　猛
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１４号
群馬県富岡市南後箇47番地５
破産者　斉藤美千代
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３号
群馬県高崎市中里見町466番地１
破産者　星田　信俊
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３１号
群馬県高崎市中居町３丁目25番地８
破産者　扇原　辰夫
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５５０号
埼玉県鶴ヶ島市羽折町19番地９　メゾンソレイユ101号
破産者　深井　則明
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５８６号
埼玉県比企郡小川町大字小川194番地
破産者　馬渕雷太郎
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６６１号
埼玉県狭山市入間川３丁目８番22―1001号
破産者　新井　智子
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６６９号
埼玉県所沢市東新井町766番地の６　ベルグリーンハイツＡ―101
破産者　安藤　　準
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８号
埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保328番地73
破産者　佐々木良男
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保328番地73
破産者　佐々木理通子
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９４号
相模原市中央区千代田７丁目３番１号　サリナス千代田407、破産手続開始決定時の住所相模原市中央区千代田４丁目９番９号
破産者　下妻　雅昭
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６３号
神奈川県秦野市西田原209番地の１　ハイツ山田　103号
破産者　田中　福蔵
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０号
神奈川県座間市相模が丘１丁目32番２号　ハイツヤマト303号
破産者　庄司　和徳
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６号
山梨県富士吉田市大明見６丁目10番14号
破産者　桑原　　満
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
岐阜県揖斐郡池田町上田113番地の６
破産者　加藤　竜也
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
岐阜県揖斐郡池田町上田1114番地の１
破産者　加藤　政子
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
静岡市葵区羽鳥３丁目13番１号　アネックスＭｉ　103号
破産者　渡邉　京子
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３５号
静岡県浜松市浜北区中瀬56―１　セジュール中瀬201号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区泉２丁目38番８―501号　ラ・フォーレ泉
破産者　松下　　充
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１０７号
名古屋市千種区日進通１丁目16番地の１　メゾン・ド・タンドレス310号
破産者　伊藤　昭三
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部